

議案第 18 号

高根沢町水道事業給水条例の一部改正について

高根沢町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤 公博

高根沢町水道事業給水条例の一部改正の概要について

1 改正理由

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（1）給水装置の新設等の申込手続の追加

民法等の一部を改正する法律において、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければライフラインの継続的給付を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる旨の規定が設けられました。

この規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならないため、水道事業者として、給水装置の新設等に関し、当該通知がなされていることを確認する規定を追加するものです。

（第5条、第8条）

3 施行日

令和5（2023）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町水道事業給水条例の一部を改正する条例

高根沢町水道事業給水条例（平成 10 年高根沢町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給水装置の新設等の申込） 第 5 条 2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の 2 第 3 項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。 （工事の施行） 第 8 条	（給水装置の新設等の申込） 第 5 条 2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、<u>当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u> （工事の施行） 第 8 条 <u>3 第 1 項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。